令和７年度

（２０２５年度）

男女共同参画推進事業
報告書

泉佐野市　市民協働部　人権推進課
いずみさの女性センター

目　　次

Ⅰ　泉佐野市男女共同参画施策の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
　１．目的　・・・Ｐ１
　２．担当課　・・Ｐ１
　３．拠点施設　・・Ｐ１
　４．職員構成　・・Ｐ１
　５．推進計画　・・Ｐ２
　６．庁内推進組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
　７．諮問機関　・・Ｐ２
　８．施設の利用状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

Ⅱ　男女共同参画推進のあゆみ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

Ⅲ　事業の実施状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１２
　１．学習事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１２
　２．交流事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２６
　３．広報・啓発事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２８
　４．情報収集・提供事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３１
　５．グループ活動の支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３１
　６．相談事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３２
　７．その他　・・Ｐ３２

（参考資料）
　泉佐野市男女共同参画まちづくり条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３５
　泉佐野市男女共同参画審議会規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３８
　泉佐野市男女共同参画推進会議設置要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４０
　いずみさの女性センター要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４２
　グループ登録についての規定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４４
　いずみさの女性センターネットワークグループ一覧　・・・・・・Ｐ４５
　いずみさの女性センターネットワーク会則　・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４６

Ⅰ　泉佐野市男女共同参画施策の概要

１．目的

泉佐野市におけるジェンダー平等社会の実現

（「第３次 泉佐野市男女共同参画推進計画」より）

２．担当課

市民協働部　人権推進課

〒５９８－８５５０　泉佐野市市場東一丁目１番１号　☎０７２－４６３－１２１２

３．拠点施設

いずみさの女性センター

〒５９８－０００５　泉佐野市市場東一丁目２番１号

レイクアルスタープラザ・カワサキ 生涯学習センター１階

TEL&FAX　０７２－４６９－７１２５

E－mail　hitohito@city.izumisano.lg.jp

４．職員構成　（Ｒ７．４．１現在）※人権推進課のうち、男女共同参画を担当する職員

市民協働部	人権推進担当理事	１名
人権推進課	課長	１名
人権推進課	課長代理	１名
人権推進課	係長	１名……いずみさの女性センター担当
人権推進課	主任	１名……いずみさの女性センター担当
人権推進課	会計年度職員	１名……いずみさの女性センター担当

５．推進計画

いずみさの女性プラン２１

計画期間　　１９９１（平成３）年１２月５日～２００１（平成１３）年３月３１日

策定年月日　１９９１（平成３）年１２月５日

改定いずみさの女性プラン２１

計画期間　　１９９８（平成１０）年１１月～２００２（平成１４）年３月３１日

策定年月日　１９９８（平成１０）年１１月改定

泉佐野市男女共同参画すいしん計画

計画期間　　２００２（平成１４）年４月１日～２０１２（平成２４）年３月３１日

策定年月日　２００２（平成１４）年３月２９日

改訂泉佐野市男女共同参画すいしん計画

計画期間　　２００７（平成１９）年４月１日～２０１２（平成２４）年３月３１日

策定年月日　２００７（平成１９）年３月改訂

第２次いずみさの男女共同参画行動計画

計画期間　　２０１２（平成２４）年４月１日～２０２２（令和４）年３月３１日

策定年月日　２０１２（平成２４）年４月１日

第２次いずみさの男女共同参画行動計画改訂版

計画期間　　２０１８（平成３０）年４月１日～２０２２（令和４）年３月３１日

策定年月日　２０１８（平成３０）年３月改訂

第３次泉佐野市男女共同参画推進計画

計画期間　　２０２２（令和４）年４月１日～２０３１（令和１３）年３月３１日

策定年月　　２０２２（令和４）年３月

６．庁内推進組織

泉佐野市男女共同参画推進会議（Ｐ４０　要綱参照）

活動状況

・第３次泉佐野市男女共同参画推進計画　令和４年度進捗報告・令和５年度実施計画

７．諮問機関

泉佐野市男女共同参画審議会　（Ｐ３８　規則参照）

８．施設の利用状況（次項参照）

年間利用者数　　２，２０９人

来館（女性）	１，０４２人
来館（男性）	５４人
館外講座等来館以外の利用	１，１１３人

いずみさの女性センター利用者統計

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計	月平均
令和5年度	来館	女性	101	78	86	93	97	96	92	93	78	60	89	73	1,036	86
		男性	6	3	7	4	3	3	5	7	2	6	6	1	53	4
		計	107	81	93	97	100	99	97	100	80	66	95	74	1,089	91
		開館日数	20	19	22	20	22	20	20	20	20	19	19	21	242	20
		女性平均	5	4	4	5	4	5	5	5	4	3	5	3	4	
		男性平均	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		平均	5	4	4	5	5	5	5	5	4	3	5	4	5	
		前年比較	21	13	−19	18	45	2	2	13	−2	−2	13	−18	86	7
	その他	ｹﾞｽﾄﾃｨｰﾁｬｰ	0	0	136	63	45	228	211	67	0	0	77	0	827	
		館外講座・研修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		電話相談	9	6	8	6	9	13	7	9	7	8	4	2	88	
		計	9	6	144	69	54	241	218	76	7	8	81	2	915	
	合計		116	87	237	166	154	340	315	176	87	74	176	76	2,004	167
令和6年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計	月平均
	来館	女性	97	88	74	83	96	73	96	70	58	63	126	64	988	82
		男性	1	3	2	3	5	3	1	4	2	1	14	2	41	3
		計	98	91	76	86	101	76	97	74	60	64	140	66	1,029	86
		開館日数	20	20	21	21	22	18	22	20	20	19	18	20	241	20
		女性平均	5	4	4	4	4	4	4	4	3	3	7	3	4	
		男性平均	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
		平均	5	5	4	4	5	4	4	4	3	3	8	3	4	
		前年比較	−9	10	−17	−11	1	−23	0	−26	−20	−2	45	−8	−60	−5
	その他	ｹﾞｽﾄﾃｨｰﾁｬｰ	0	0	128	0	54	181	0	188	199	0	0	54	804	
		館外講座・研修	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	28	
		電話相談（架電数）	9	8	12	15	7	7	8	9	8	11	5	13	112	
		計	9	8	140	15	61	188	36	197	207	11	5	67	944	
	合計		107	99	216	101	162	264	133	271	267	75	145	133	1,973	164
令和7年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計	月平均
	来館	女性	78	101	110	84	65	94	63	61	74	59	153	100	1,042	87
		男性	4	14	2	5	3	8	1	1	1	0	12	3	54	5
		計	82	115	112	89	68	102	64	62	75	59	165	103	1,096	91
		開館日数	21	20	20	22	21	19	22	19	20	19	17	17	237	20
		女性平均	4	5	6	4	3	5	3	3	4	3	9	6	4	
		男性平均	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
		平均	4	6	6	4	3	5	3	3	4	3	10	6	5	
		前年比較	−16	24	36	3	−33	26	−33	−12	15	−5	25	37	67	6
	その他	ｹﾞｽﾄﾃｨｰﾁｬｰ	0	0	0	0	0	182	190	280	187	0	0	0	839	
		館外講座・研修	0	0	0	0	0	7	36	0	0	0	157	0	200	
		電話相談（架電数）	3	4	8	10	7	7	9	4	4	10	5	3	74	
		計	3	4	8	10	7	196	235	284	191	10	162	3	1,113	
	合計		85	119	120	99	75	298	299	346	266	69	327	106	2,209	184

いずみさの女性センター利用者統計

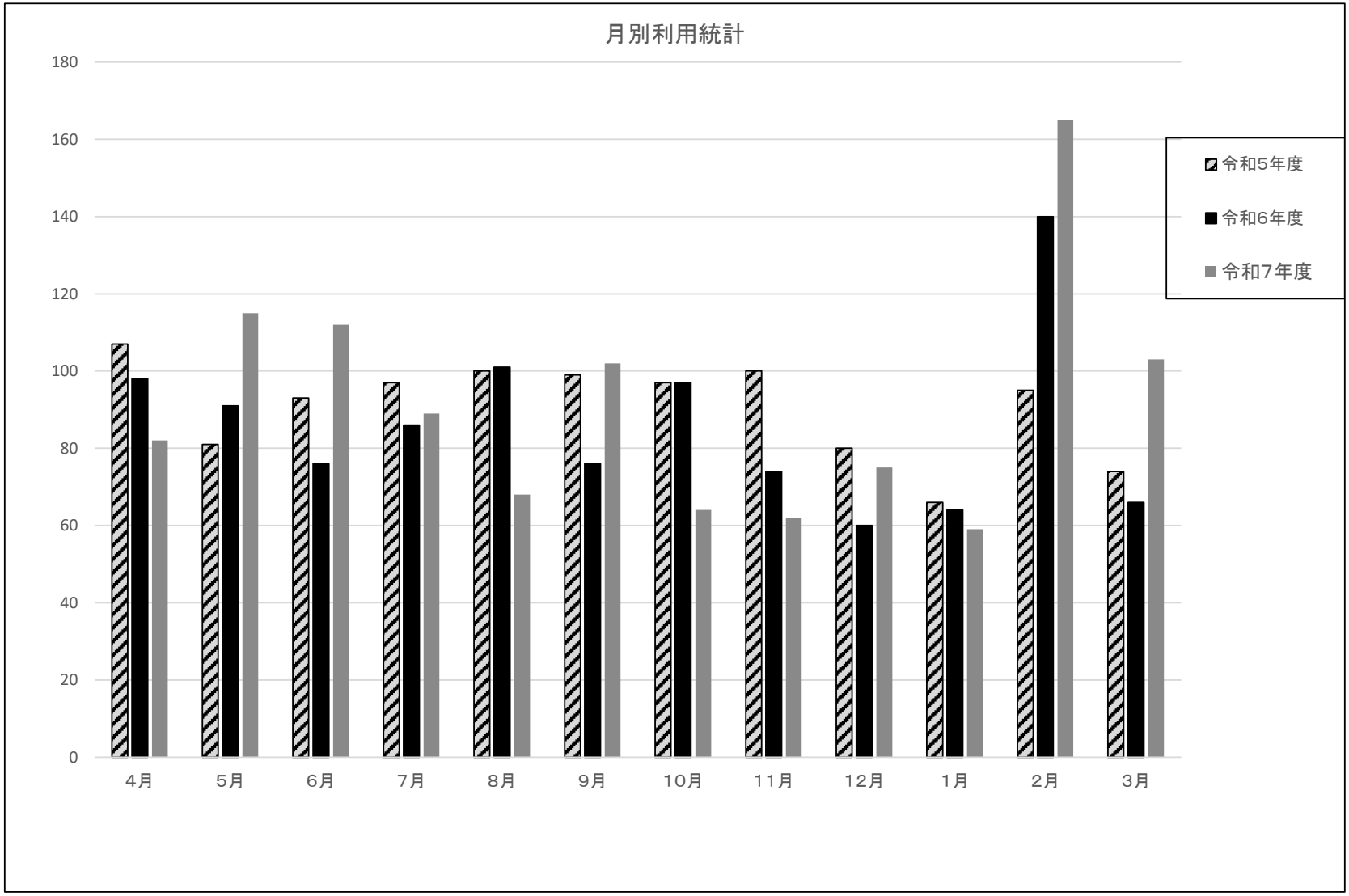

Ⅱ　男女共同参画推進のあゆみ

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き（●は泉佐野市）
昭和 40 (1965)年			●「暴力排除都市宣言」
昭和 46 (1971)年			●「青少年を守る都市宣言」
昭和 50 (1975)年	○国際女性年 ○国際女性年世界会議（メキシコシティー）で「世界行動計画」を採択 ○第 30 回国連総会で 1976～1985 年を「国連女性の 10 年」と決定	○総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置 ○国際女性年記念日本婦人問題会議（総理府主）開催	
昭和 51 (1976)年	○「国連女性の 10 年」始まる ○ＩＬＯ（国際労働機関事務局）に婦人労働問題担当室設置	○離婚の際、旧姓に復するか夫の姓を名乗るか自由選択できるなど、戸籍法改正	○女性問題担当窓口を労働部労働課に設置
昭和 52 (1977)年		○「国内行動計画」策定	○知事の諮問機関として「大阪府婦人問題推進会議」設置
昭和 53 (1978)年			●「人権擁護都市宣言」
昭和 54 (1979)年	○第 34 回国連総会で「女子差別撤廃条約」を採択		○「大阪府婦人問題推進会議」から知事へ「女性の地位向上に関する提言」提出 ○「大阪府婦人問題企画推進本部」設置
昭和 55 (1980)年	○「国連女性の 10 年」中間年第 2 回世界女性会議開催（コペンハーゲン」 ○「女子差別撤廃条約」署名式開催	○「女子差別撤廃条約」に署名 ○配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立	○女性問題の総合的な窓口として、企画部府民文化室に婦人政策係を設置 ○審議会への女性委員の登用目標率を 10%と設定
昭和 56 (1981)年	○「女子差別撤廃条約」発効	○「国内行動計画後期重点計画」を策定	○「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を策定
昭和 57 (1982)年			○企画部に婦人政策室設置
昭和 58 (1983)年			
昭和 59 (1984)年	○東京で「国連婦人の 10 年」ＥＳＣＡＰ地域政府間準備会議を開催	○父系血統主義から父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立	
昭和 60 (1985)年	○「国連女性の 10 年」最終年第 3 回世界女性会議（ナイロビ）で「2000 年に向けての女性の地位向上のための将来戦略」を採択	○生活保護基準額の男女差解消 ○女性の年金権を確立する国民年金法の一部改正 ○「女子差別撤廃条約」批准	
昭和 61 (1986)年		○「男女雇用機会均等法」施行 ○「婦人問題企画推進有識者会議」設置	○「21 世紀をめざす大阪府女性プラン」（第 2 期行動計画）策定 ○「大阪府女性問題懇話会」設置 ○「大阪府婦人関係団体会議」設置
昭和 62 (1987)年		○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定 ○労働省「女子労働者福祉対策基本方針」を発表	○婦人政策課を企画部から生活文化部に移管

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き（●は泉佐野市）
昭和 63 (1988)年			○審議会等への女性委員の登用目標率を 20%に改定
平成元 (1989)年	○「子どもの権利条約」採択	○新学習指導要綱で中学・高校家庭科の男女共修化	●企画課に女性政策担当を設置 ●泉佐野市女性問題懇親会および女性政策推進会議を設置
平成 2 (1990)年	○「ナイロビ将来戦略」の見直し勧告		●「女性問題についての意識調査」実施 ●女性問題つうしん「ふぁいん 21」創刊
平成 3 (1991)年		○新国内行動計画第 1 次改訂 ○「育児休業等に関する法律」成立（1992 施行）	○大阪府女性問題懇話会「第 3 期行動計画策定に向けての提言」提出 ○「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画―女と男のジャンプ・プラン」策定 ●人権推進課に女性政策係を設置 ●女性政策行動計画「いずみさの女性プラン 21」策定
平成 4 (1992)年		○労働省「第二次女子労働者福祉対策基本方針」策定	●「小・中学生の性別役割意識と男女平等教育調査」実施
平成 5 (1993)年	○ウィーンで国連世界人権会議開催、「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ○第 48 回国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	○「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」（パート労働法）成立・施行	○「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成 ●「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」施行
平成 6 (1994)年	○国際家族年 ○国際人口・開発会議をカイロで開催「カイロ宣言及び行動計画」採択、	○総理府に男女共同参画室設置 ○「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）策定 ○「新ゴールドプラン」策定 ○「子どもの権利条約」批准	○府立婦人会館閉館 ○ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）開館 ●「女性の生活と意識に関する調査」実施 ●泉佐野市女性問題懇親会「女性センター（仮称）建設についての基本的な考え方」提言提出
平成 7 (1995)年	○国際寛容年 ○第 4 回世界女性会議（北京）で「行動綱領」を採択 ○「国連人権教育の 10 年」始まる	○育児・介護休業法成立・施行（一部 1999 施行） ○ＩＬＯ156 号条約（家族的責任条約）批准	
平成 8 (1996)年	○貧困撲滅のための国際年	○「人種差別撤廃条約」批准 ○優生保護法の改正・施行（母体保護法） ○「男女共同参画 2000 年プラン」を男女共同参画推進本部決定	○大阪府女性センター問題懇話会「女と男のジャンプ・プラン見直しに向けての提言」提出 ●女性の悩みの相談（面接）開始
平成 9 (1997)年		○「男女雇用機会均等法」改正（1999 全面施行） ○女子保護規定廃止を含んだ「労働基本法」改正（1999 施行） ○育児・介護休業法改正（1999 施行）	○「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画（改定）」―「新　女と男のジャンプ・プラン」策定

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き（●は泉佐野市）
平成 9 (1997)年		○「介護保険法」成立（2000 施行）	○「審議会等への女性委員の登用推進要綱」策定 ●いずみさの女性センター開設
平成 10 (1998)年			○「大阪府女性労働対策推進計画」策定 ●泉佐野市女性問題懇談会「いずみさの女性プラン 21 推進に向けての提言」提出 ●「改訂いずみさの女性プラン 21」策定 ●いずみさの女性センターネットワーク設置
平成 11 (1999)年		○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」成立 ○男女共同参画社会基本法成立・施行 ○「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）策定	●「改定いずみさの女性プラン21実施計画」作成
平成 12 (2000)年	○国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）	○「ストーカー行為等の規則等に関する法律」成立・施行 ○「児童虐待防止等に関する法律」成立・施行 ○「男女共同参画基本計画」策定	○大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置 ●「改訂いずみさの女性プラン21進捗状況実施計画」作成
平成 13 (2001)年		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（ＤＶ防止法）成立・施行（一部 2002 年施行） ○男女共同参画会議発足 ○「男女共同参画週間」開始 ○「女性に対する暴力をなくす運動」開始	○「大阪府男女共同参画計画」（おおさか男女共同参画プラン）策定 ●「改定いずみさの女性プラン21進捗状況実施計画」作成 ●「泉佐野市女性問題懇談会」を「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会　男女共同参画推進計画策定部会」に移行
平成 14 (2002)年			○「大阪府男女共同参画推進条例」施行 ○大阪府男女共同参画苦情処理制度開始 ●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会　男女共同参画推進計画策定部会」解散 ●「女性政策推進会議」を「男女共同参画推進会議」に改称 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画」策定 ●「改定いずみさの女性プラン21進捗状況」作成

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き（●は泉佐野市）
平成 14 (2002)年			●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画　実施計画」作成
平成 15 (2003)年		○次世代育成支援対策推進法成立・施行 ○少子化社会対策基本法成立・施行	●「女性政策係」を「男女共同参画係」に改称 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画　進捗状況実施計画」作成 ●女性のための電話相談開始
平成 16 (2004)年		○「児童虐待防止等に関する法律」改正・施行 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（ＤＶ防止法）改正・施行 ○育児・介護休業法改正（2005 施行） ○児童福祉法改正・施行	●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画　進捗状況実施計画」作成 ●男女共同参画ゲストティーチャー登録及び派遣開始
平成 17 (2005)年	○国連「北京＋10」世界閣僚級会合（第 49 回国連婦人の地位委員会）をニューヨークで開催	○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 ○男女共同参画基本計画（第 2 次）策定	○「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」設置 ○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画　進捗状況実施計画」作成
平成 18 (2006)年		○男女雇用機会均等法及び労働基準法改正（2007 施行）	○「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）（改訂版）」策定 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画　進捗状況実施計画」作成 ●「改訂　泉佐野市男女共同参画すいしん計画」（改訂人ひとプラン）策定
平成 19 (2007)年		○パートタイム労働法の改正（2007 一部施行　2008 施行） ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（ＤＶ防止法改正）・（2008 年施行） ○「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○「大阪府配偶者からの暴力防止及び被害者支援ネットワーク」設置 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画　進捗状況」作成 ●「改訂　泉佐野市男女共同参画すいしん計画　実施計画」（改訂人ひとプラン）作成
平成 20 (2008)		○児童福祉法・次世代育成支援対策推進法の改正（2009 施行他	○「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き （●は泉佐野市）
平成 20 (2008)年			●「改訂　泉佐野市男女共同参画すいしん計画　進捗状況・実施計画」（改訂　人ひとプラン）作成
平成 21 (2009)年	○女子差別撤廃委員会　女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議 ○第 6 回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解	○男女共同参画シンボルマーク決定 ○「育児・介護休業法」の改正（2010 年施行　他）	○「大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）を「大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）に改称 ○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定 ●「改訂　泉佐野市男女共同参画すいしん計画　進捗状況・実施計画」（改訂　人ひとプラン）作成
平成 22 (2010)年	○国連「北京+15」世界閣僚級会合（第 54 回国際婦人の地位委員会）をニューヨークの国連本部にて開催	○男女共同参画会議 「第 3 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ○「第３次男女共同参画基本計画」策定	●「改訂　泉佐野市男女共同参画すいしん計画　進捗状況・実施計画」（改訂　人ひとプラン）作成 ●泉佐野市男女共同参画市民意識調査実施
平成 23 (2011)年	○「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（ＵＮ　Ｗｏｍｅｎ）」発足		○「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）（2011-2015）」策定 ●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会　第２次泉佐野市男女共同参画すいしん計画策定部会」を設置 ●「男女が元気でいきいき働く職場づくり」についての事業所アンケート調査実施
平成 24 (2012)年	○ラオス人民民主共和国ビエンチャン特別市において「第１回女性に関するＡＳＥＡＮ閣僚級会合」開催	○女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において「『女性の活躍促進による経済活性化』」行動計画～働く『なでしこ』大作戦～」策定	○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（2012-2016）」策定 ●「第２次いずみさの男女共同参画行動計画」（第２次人ひとプラン）策定
平成 25 (2013)年		○若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（平成 26 年 1 月施行）	
平成 26 (2014)年	○第５８回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」閣議決定 ○「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置 ○「すべての女性が輝く社会づくり推進室」の発足	●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会」にて「男女共同参画推進条例制定」の提言

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き（●は泉佐野市）
平成 27 (2015)年	○第５９回国連婦人の地位委員会「北京＋２０」記念会合 ○第３回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択	○「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を閣議決定 ○「第４次男女共同参画基本計画」策定	○OSAKA 女性活躍推進会議の設置 ●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会」内に「泉佐野市男女共同参画推進条例策定検討委員会」設置
平成 28 (2016)年		○「育児・介護休業法」改正（2017 年施行） ○「男女雇用機会均等法」改正（2017 年施行）	○「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020)」策定
平成 29 (2017)年			○「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2016-2020）策定 ●「泉佐野市男女共同参画まちづくり条例」施行 ●「泉佐野市男女共同参画審議会」設置 ●「第２次いずみさの男女共同参画行動計画改訂版」（第２次人ひとプラン改訂版）策定
平成 30 (2018)年		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ○「セクシュアルハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策～」の策定	
令和元 (2019)年	○Ｗ２０日本開催（第５回ＷＡＷ！と同時開催）	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	
令和 2 (2020)年		○「第５次男女共同参画基本計画」策定	○大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申 ●泉佐野市男女共同参画市民・事業所意識調査実施
令和 3 (2021)年			○「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」策定 ●「第３次泉佐野市男女共同参画推進計画」（第３次人ひとプラン）策定
令和 4 (2022)年			○「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)策定

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き（●は泉佐野市）
令和４ (2022)年		○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布（令和６年４月施行）	●「泉佐野市犯罪被害者等支援条例」施行
令和５ (2023)年		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（一部を除き令和 6 年 4 月施行）	●「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の改定 ●「泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の開始
令和６ (2024)年			○「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」策定
令和７ (2025)年		○「独立行政法人男女共同参画機構法」公布［令 8.4 施行］ ○「男女共同参画社会基本法」改正［令 7.6 施行 他］ ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正［令 8.4 施行他］ ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正［令 7.12 施行］	○大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申

Ⅲ　事業の実施状況

１　学習事業

１．103 万円の壁が改正されるとどう変わる
～私の働き方と老後の貯金をふやす方法～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３

２．いずみさのこども未来応援フェスタ
泉佐野消防署・いずみさの女性センター共同企画講座
「親子で参加！女性消防署員による救命講習、防火服着用体験！」・・・・・Ｐ１４

３．6 月 23 日から 29 日は「男女共同参画週間」
男性の参加も大歓迎‼
身体喜ぶセルフ整体ヨガ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５

４．お父さんの参加も大歓迎！！親子クッキング
～混ぜて簡単！おしゃれなランチ♪～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１６

５．お父さんの参加も大歓迎‼　親子クラフト
「樹脂粘土でつくるデコレーションボックス」
～自由なテーマでつくってみよう！自分だけのオリジナルボックス～・・・Ｐ１７

６．～OSAKA 女性活躍推進月間～
「すっきりリフトアップ！おうちでできるセルフマッサージ＆メイク」
～男性やご夫婦での参加も大歓迎～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１８

７．～運動が苦手で身体が硬い方も大歓迎！～
「ゆるゆるリンパ体操」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９

８．女性に対する暴力をなくす運動期間（11 月 12 日～25 日）事業
泉佐野市人権対策本部男女共同参画部会共同企画講座
パープルリボンの小物作り
「ワイヤーでつくる ウェルカムリース」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２０

９．介護負担を軽くするための備え
～介護のリスクと向き合うお金の知識～
～古武術を活かした疲れないカラダづかい～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２１

１０．バレンタイン企画！男性の参加も大歓迎！
大切な人に作りたい時短メニュー
～大切な人を喜ばせる“ひと皿”を学ぼう～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２２

１１．心の整理、暮らしの整理
～メッセージノートの活用方法・生前整理・家じまいセミナー～・・・・・・・Ｐ２３

１２．楽しくカラダを動かそう！
～気分もスッキリ、ストレス解消！～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２４

≪報告≫

タイトル	**103 万円の壁が改正されるとどう変わる ～私の働き方と老後の貯金をふやす方法～**		
目　　的	「１０３万円の壁」が引き上げられることで、多くのパートやアルバイト労働者の働き方に影響が出ると考えられます。本企画では、この制度変更が収入や社会保険料、手取り額にどのような影響を与えるのかをわかりやすく解説し、最適な働き方を見つけるための指針を提供いたします。 従来、所得が１０３万円を超えると扶養控除が適用されなくなるため、多くの人が収入調整を行い、働く時間を抑える傾向がありました。しかし、「１０３万円の壁」の壁が引き上げられることで、より自由な働き方が可能となります。本企画では、収入の増加が手取り額にどのように影響するのか、また、社会保険の加入基準との関係についても解説し、各家庭に合った働き方を選択できるようサポートします。 さらに、増えた収入を活用して老後の貯蓄を増やす方法についても具体的に紹介します。特に、資産形成のための貯蓄・投資の選択肢についても解消し、将来の生活設計に役立てることを目指します。 なお、本講座は第３次泉佐野市男女共同参画推進計画（第３次人ひとプラン）の“社会活動や仕事のキャリアアップなど、女性の様々なチャレンジにつながる情報収集と発信、学習機会の提供”（Ⅰ－1－（３）－９）を行います。		
日　　時	２０２５年４月２０日（日）午前１０時～１２時		
申込開始	随時	場　所	ﾚｲｸｱﾙｽﾀｰﾌﾟﾗｻﾞ・ｶﾜｻｷ　生涯学習センター（講座室２）
定　　員	１５名	一時保育	有り。若干名。３か月～就学前まで
参加者	参加（女性：１５名　男性：２名）		
部屋の変更理由：当初、多目的室だったが、参加者少数により、講義室２の部屋に変更 定員の変更理由：当初、５０名の定員としていたが、参加者少数のため、定員１５名に変更			
対　　象	テーマに関心のある方		

カリキュラム

月　日	テーマ及び内容	講　師
４月２０日（日） 10：00～12：00	・はじめに（いずみさの女性センターより） ・講義 内容：103 万円の壁が改正されるとどう変わる ・質疑応答	渡邉　有子さん （マイライフエフピー®認定講師）
予　算	講師謝金：20,000 円×1 日間＝20,000 円（消費税含む） 会場使用料@800 円×1 日間＝800 円 一時保育謝金：@1,100 円/1Ｈ	
備　考	準備物：ノートパソコン、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードマーカー 会場形態：教室型 持ち物：筆記用具	

《報告》

タイトル	**いずみさのこども未来応援フェスタ** **泉佐野消防署・いずみさの女性センター共同企画講座** **「親子で参加！女性消防署員による救命講習、防火服着用体験！」**		
目　　的	本講座では、泉州南消防組合泉佐野消防署と共同開催で児童に興味があると思われる消防署での仕事を親子で体験してもらうことで子どもと過ごす時間をつくります。また、グループワークにより参加者同士の交流を深める機会をつくります。 女性消防署員が消防士を志望するきっかけとなった体験などの話を聞き、将来の職業のロールモデルを示すとともにエンパワメントの機会とします。 また、子育て支援課主催の「いずみさのこども未来応援フェスタ」は年間の子どもイベントの中で大規模なイベントとであり、多くの親子が参加すると想定されることから、男女共同参画社会の啓発・周知する機会と考えます。 なお、本講座は第３次泉佐野市男女共同参画推進計画（第３次人ひとプラン）の【基本課題Ⅲ-1-（3）-70「性別にとらわれず子どもの個性を伸ばす家庭教育の実践につながる学習機会の提供」、Ⅰ-1-(3)-9「社会活動や仕事のキャリアアップなど、女性の様々なチャレンジにつながる情報収集と発信、学習機会の提供」、Ⅲ-2-(1)-75「市民と連携して、いずみさの女性センターに男性や若い世代の利用者を増やすための取組」、Ⅲ-2-(2)-76「生涯学習活動を通じて市民の男女共同参画意識が醸成されるような学習機会の提供」、Ⅲ-2-(2)-77「市民の主体的な生涯学習活動がジェンダー平等の視点に立って取り組まれるような啓発」、Ⅲ-2-（2）-76 男女共同参画の視点に立った学習機会の提供、Ⅲ-2-(2)-79 男女共同参画に関する調査・研究・情報収集と発信に位置づけられるものです。		
日　　時	２０２５年５月３１日（日）午前１０時～１２時		
申込	当日受付	場　所	ﾚｲｸｱﾙｽﾀｰﾌﾟﾗｻﾞ・ｶﾜｻｷ　生涯学習センター いずみさの女性センター
定　　員	１５名程度	一時保育	無し
参加者	２７名（保護者女性：９名　保護者男性：２名、女児：９名　男児：７名）		
対　　象	テーマに関心のある方　（５歳児～小学生の親子）		

カリキュラム

月　日	テーマ及び内容	講　師
5/31(土) 10：00～12：00	◇はじめに（女性センターより、講座主旨説明） ◇講師紹介 ◇講義開始 ・消防士のお仕事と志望したきっかけ ・DVD に沿って AED を利用した親子救命講習。 ・防災かるた ・防火服(こども用)着用体験。 ◇質疑・応答・アンケート手渡し ◇片付け	泉州南消防組合 泉佐野消防署 合計４名 (女性署員：2 名) (男性署員：2 名) 事務局：1 名(記録係)
備　考	準備物：ノートパソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク 会場形態：椅子(多目的室 20 脚、中央に保育マット 12 枚) 講師送迎：不要 持ち物：不要	

《報告》

<table>
<tr><td>タイトル</td><td colspan="4">6 月 23 日から 29 日は「男女共同参画週間」
男性の参加も大歓迎!!
身体喜ぶセルフ整体ヨガ</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="4">内閣府男女共同参画推進本部では、毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間、「男女共同参画週間」を実施しています。男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには 政府や地方公共団体だけでなく、国民の皆さん一人ひとりの取組が必要です。この週間に男女が共同に参画できる講座を開催します。
現代社会において、仕事や家庭、人間関係などのストレスを抱える人が増えており、心身の不調を訴えるケースが多くなっております。
特に長時間のデスクワークによる肩こりや腰痛、不規則による睡眠不足、精神的な疲労が蓄積しやすい環境が問題視されています。そこで、本企画では、心身のリラックスを目的とした「身体喜ぶセルフ整体ヨガ」を開催し、日々のストレスを軽減し、健康的な生活習慣をサポートする機会を提供します。
本講座では、初心者でも無理なく参加できるよう、ゆったりとした動きと呼吸法を取り入れ、心と体のバランスを整えることを重視します。
なお、本講座は第３次泉佐野市男女共同参画推進計画（第３次人ひとプラン）の“男女のライフステージや性差を踏まえた心身の健康維持支援、生活習慣病の予防のための施策の推進”（Ⅱ－２－（１）－４６）、“生涯学習活動を通じて市民の男女共同参画意識が醸成されるような学習機会を提供”（Ⅲ－２－（２）－７６）に位置づけられるものです。
また、泉佐野市の健康づくり「さの健康ポイント」である「健康マイレージさのぽっ歩対象」事業として講座終了後、アンケート回答者にポイントを付与します。</td></tr>
<tr><td>日　　時</td><td colspan="4">6 月 26 日（木）13 時 30 分～15 時 30 分</td></tr>
<tr><td>場　　所</td><td colspan="4">ﾚｲｸｱﾙｽﾀｰﾌﾟﾗｻﾞ･ｶﾜｻｷ生涯学習センター 多目的室</td></tr>
<tr><td>参 加 者</td><td colspan="4">参加（女性：３０名　男性：１名）</td></tr>
<tr><td>対　　象</td><td>テーマに関心のある方</td><td>定　員</td><td colspan="2">５０名</td></tr>
<tr><td>一時保育</td><td>有り（３か月～就学前・若干名）
※締め切りは 6 月 16 日</td><td>申込開始</td><td colspan="2">6/6（金）から、電話、FAX、e メール（hitohito@city.izumisano.lg.jp）または二次元コード</td></tr>
<tr><td colspan="5">カリキュラム</td></tr>
<tr><td>日　時</td><td colspan="2">テーマ及び内容</td><td colspan="2">講　　師</td></tr>
<tr><td>6/26（木）
13 時 30 分～
15 時 30 分</td><td colspan="2">・はじめに（女性センターより）
講座：身体喜ぶセルフ整体ヨガ
・アンケート入力</td><td colspan="2">山﨑　浩子さん
（日本総合ヨガ普及協会指導師）</td></tr>
<tr><td>予　　算</td><td colspan="4">講師謝金：10,000 円×1 日＝10,000 円
（所得税、復興税、交通費含む）
会場使用料：5,200 円×1 日＝5,200 円</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4">持ち物：タオル、水分補給用の飲料水、ヨガマット（ある人のみ）又はバスタオル
※運動できる服装でと呼びかけ</td></tr>
</table>

≪報告≫

タイトル	**お父さんの参加も大歓迎！！親子クッキング ～混ぜて簡単！おしゃれなランチ♪～**
目　　的	本講座は、夏休み期間に親と子を対象に、男女共同参画社会周知啓発の一環として開催します。 すべての女性が仕事・地域・家庭において輝くには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が不可欠です。誰もが、子育てや介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、また公正な処遇が確保されていることが大切です。そのためにも、性別役割分担意識が強いとされる男性にワークライフバランスの考えに基づいた多様なライフスタイルの選択肢を啓発し、少子高齢化が加速する地域社会において、女性の活躍促進を後押しするサポーター役として家庭・地域・職場において力を発揮してもらうことを目的とし開催します。 また、これは、第３次泉佐野市男女共同参画推進計画の【基本課題　Ⅰ-2-（1）-11「結婚・出産・子育て・介護などに前向きなイメージをもてるよう、市民を対象にしたワーク・ライフ・バランス啓発講座の実施」、Ⅲ-1-（3）-70「性別にとらわれず子どもの個性を伸ばす家庭教育の実践につながる学習機会の提供」、Ⅲ-2-（2）-76「生涯学習活動を通じて市民の男女共同参画意識が醸成されるような学習機会の提供」】に位置づけられる講座です。

日　　時	令和７年７月２７日（日）１０時００分～１２時３０分		
申込期間	７月９日（水）～	場　所	生涯学習センター（２階　料理室）
参 加 者	参加（７組 女性：１６名　男性：３名）		
定　　員	８組（先着順）	一時保育	有り。若干名。３か月～就学前まで
対　　象	小学生と保護者	材料費	１，３００円/1 組（納入・キャンセルは７月１８日（金）までに）

カリキュラム

日　時	テーマ及び内容	講　師
７月２７日（日） 10：00～12：00	◇はじめに（女性センターについて、講座主旨説明） ◇講師紹介 ◇講座開始 ≪実技≫ ≪交流≫ ・試食をしながら、参加者同士の交流 ・質疑・応答・アンケート入力 ◇片付け	指導：神田　貴子さん（女と男のクッキングナイト） 協力：いずみさの女性センターネットワーク（IWN）グループのみなさん

予　　算	講師謝金：２０，０００円（所得税、復興税、交通費含む） 会場借上料：４，０００円、　一時保育謝金：１，１００円/1H
備　　考	持ち物：エプロン・ふきん２枚・三角巾・マスク 講演内容や準備物等については、講座当日までに都度打合せ等で調整予定。

≪報告≫

タイトル	**お父さんの参加も大歓迎!!** **親子クラフト** **「樹脂粘土でつくるデコレーションボックス」** **～自由なテーマでつくってみよう！自分だけのオリジナルボックス～**		
目　　的	夏休み期間中ということで、父親の参加を呼びかけ、普段触れ合う機会が少ない親子にも枠を広げて実施します。 本講座は、物づくりの楽しさを子どもに伝え、同時に親子で一緒につくることによって、スキンシップを図ります。また、夏休みの自由工作としても活用することができ、講座を通じて、男性の育児や家庭への参画を後押しし、各々が家庭・地域・職場でいきいきと過ごせる「ワーク・ライフ・バランス」という考え方を周知することを目的とします。 本講座は、「第３次泉佐野市男女共同参画推進計画」基本課題Ⅰ-2-(1)-11「結婚・出産・子育て・介護などに前向きなイメージをもてるよう、市民を対象にしたワーク・ライフ・バランス啓発講座の実施」、基本課題Ⅰ-4-(2)-27「父親対象の子育て講座や交流機会を拡充して、父親の仲間づくりの支援」に位置づけられるものです。		
日　　時	令和７年８月３日（日）１０時００分～１２時００分		
申込開始	７月１６日（水）～	場　所	ﾚｲｸｱﾙｽﾀｰﾌﾟﾗｻﾞ･ｶﾜｻｷ生涯学習センター（２階　講座室４）
参 加 者	参加（５組 女性：１０名　男性：３名）		
定　　員	１０組（先着順）	一時保育	有り。若干名。３か月～就学前まで ※申込は７月２５日まで
対　　象	５歳児以上と保護者	材料費	１，０００円/１セット（材料費の納入・キャンセルは７月２９日（火）まで）

カリキュラム

日　時	テーマ及び内容	講　師
８月３日（日） 10：00～12：00	◇はじめに（女性センターについて、講座主旨について） ◇講師紹介 ◇講座開始 親子クラフト 「デコレーションボックス」 ～自分だけのオリジナルボックス～ ◇質疑・応答 ◇アンケート入力	講師：山崎　澄子さん （Heart 工房　Cha- Cha　クラフト作家）
予　　算	講師謝金：１０，０００円（所得税、復興税、交通費含む） 会場借上料：８００円 一時保育謝金：１，１００円／１Ｈ	
備　　考	持ち物：なし 準備物：ホワイトボード用のマーカー	

≪報告≫

タイトル	～OSAKA 女性活躍推進月間～ 「すっきりリフトアップ！おうちでできるセルフマッサージ＆メイク」 ～男性やご夫婦での参加も大歓迎～
目　　的	OSAKA 女性活躍推進会議では、平成 28 年度から９月を「OSAKA 女性活躍推進月間」と定めました。月間中は、女性の活躍推進に関するイベント等を府内で集中的に実施しております。 セルフマッサージやメイクという日常に取り入れやすいセルフケアの手法を通して、自己ケアのスキルを学ぶことにより、参加者一人ひとりの自己肯定感の向上やストレス軽減を促します。日常生活に簡単に取り入れられるケア方法を紹介すること、仕事や家事の合意にもなります。そして、心身を整える習慣づくりを促進し、健康増進を図ります。 特に、女性が日常の中で心と体をケアする力を高めるとともに、性別に関係なく誰もが「自分らしく健やかに生きる」ことを学び合える機会として、ジェンダー平等や多様性を尊重する社会づくりの一助となることを目的としています。また、令和７年度地域女性活躍推進交付金事業実施計画「ワーク・ライフ・バランスから終活まで～女性のターニングポイント講座」全４回の第１回目として開催します。 なお、本講座は第３次泉佐野市男女共同参画推進計画（第３次人ひとプラン）の【基本課題Ⅰ-1-(3)-9「社会活動や仕事のキャリアアップなど、女性の様々なチャレンジにつながる情報収集と発信、学習機会の提供」、Ⅰ-3-(1)-17「市内事業所に対して[男女雇用機会均等法]や[女性活躍推進法]など労働関連法や制度の周知と順守」、Ⅰ-3-(2)-19「再就職や起業に関する相談体制と学習機会を充実」、Ⅱ-2-(3)-58「性的指向や性自認など性の多様性に対する理解を広めて、性的マイノリティに対する差別や偏見」、Ⅲ-2-(2)-77「市民の主体的な生涯学習活動がジェンダー平等の視点に立って取り組まれるよう啓発」、Ⅲ-2-(2)-79「ジェンダー平等、男女共同参画の推進に資する情報の収集・発信を積極的に行います」】に位置づけられる講座です。
日　　時	①　令和７年９月２４日（水）午前 10：00～12：00 ②　令和７年９月２７日（土）午前 10：00～12：00 ※どちらも同じ内容　※両方参加 可

申込開始	随時	場　所	①　次世代育成地域交流センター（多目的室） ②　ﾚｲｸｱﾙｽﾀｰﾌﾟﾗｻﾞ・ｶﾜｻｷ生涯学習センター（多目的室）
参 加 者	参加　①（ 女性：７名　男性：０名 ）　②（ 女性：　２１名　男性：２名 ）		
定　　員	各３０名（先着順）	一時保育	有り。若干名。３か月～就学前まで （令和 7 年 9 月 17 日 締め切り）
対　　象	テーマに関心のある方		

カリキュラム

月　日	テーマ及び内容	講　師
9/24(水) 10：00～12：00 9/27(土) 10：00～12：00	◇はじめに（女性センターより、講座主旨説明） ◇講師紹介 ◇講義開始・起業されたリアル体験談 ・セルフマッサージ ・メイクアップ ◇質疑・応答・アンケート記入 ◇片付け	川口　佳奈子さん、他スタッフ数名 （ポーラ Ciel 店 JESTHE 認定フェイシャルエステティシャン）

予　　算	講師謝金：２０，０００円（交通費含む） 会場借上料：①０円　②５，２００円 一時保育謝金：１，０００円／１Ｈ
備　考	準備物：ノートパソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク 会場形態：教室型 持ち物：タオル、卓上鏡、髪留め

≪報告≫

タイトル	～運動が苦手で身体が硬い方も大歓迎！～ 「ゆるゆるリンパ体操」		
目　　的	本講座では、ハードな動きはなく運動が苦手で身体が硬くても、筋力アップ、代謝アップできます。全ての方を対象に身体の硬い方や体力に自信がない方でも気軽に参加出来る「ゆるゆるリンパ体操」を山口弥代生先生に紹介していただきます。 この体操の目的は、リンパの流れを改善し、体内の老廃物や余分な水分の排出を促進することです。リンパは免疫機能や体内の浄化作用に重要な役割を果たしており、正常な流れが妨げられると体調不良やむくみの原因となります。この講座では、ゆったりとした動きや柔らかいストレッチを取り入れ、リンパの流れを円滑化させることを目指します。年齢や体力に制限はありません。この講座を通じて、参加者が自分自身の健康管理に対する意識を高め、日々の生活に取り入れることをサポートできたらと思います。また、令和7年度地域女性活躍推進交付金事業実施計画「ワーク・ライフ・バランスから終活まで～女性のターニングポイント講座」全4回の第2回目として開催します。 なお、本講座は第３次泉佐野市男女共同参画推進計画（第３次人ひとプラン）の“男女のライフステージや性差を踏まえた心身の健康維持支援、生活習慣病の予防のための施策の推進”（Ⅱ-２-（１）-４６）、“生涯学習活動を通じて市民の男女共同参画意識が醸成されるような学習機会を提供”（Ⅲ-２-（２）-７６）に位置づけられるものです。 また、泉佐野市の健康づくり「さの健康ポイント」である「健康マイレージさのぽっ歩対象」事業として講座終了後、アンケート回答者にポイントを付与します。		
日　　時	令和７年１０月２８日（火）１３時００分～１５時００分		
申込開始	随時	場　所	J:COM 末広体育館　多目的室
参 加 者	参加３６名（女性：３５名　男性：１名）		
定　　員	５０名（先着順）	一時保育	有り。若干名。３か月～就学前まで （令和 7 年 10 月 21 日(火) 17：00 締め切り）
対　　象	テーマに関心のある方		

カリキュラム

月　日	テーマ及び内容	講　師
10/28(火) 13：00～15：00	◇はじめに（女性センターより、講座主旨説明） ◇講師紹介 ◇講義開始「ゆるゆるリンパ体操講習」(120 分) ◇質疑・応答・アンケート記入 ◇片付け	山口（やまぐち）　弥代生（やよい）さん （Yayoi アロマリンパ体操教室主宰 リンパケアセラピスト）
予　　算	講師謝金：１５，０００円（交通費含む） 会場借上料：３，７００円（多目的室）・１，８５０円（一時保育用研修室） 一時保育謝金：１，０００円／１Ｈ	
備　考	講師送迎：有り 持ち物：タオル、水分補給用の飲料水、ヨガマット又はバスタオル 靴下やレッグウォーマー（冷えが気になる方） ※参加者には、動きやすい服装でと呼びかけ	

≪報告≫

タイトル	女性に対する暴力をなくす運動期間（11 月 12 日～25 日）事業 泉佐野市人権対策本部男女共同参画部会共同企画講座 **パープルリボンの小物作り** **「ワイヤーでつくる ウェルカムリース」**		
目　　的	配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。 この運動は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的としています。 本講座は、女性に対する暴力をなくす運動期間（11 月 12 日～25 日）事業として位置づけ実施します。パープルリボンに関連した小物づくりを通して女性に対する暴力をなくす運動期間の周知や暴力（ＤＶ）についての啓発を行い、参加者自身に暴力について考えてもらう機会をつくります。 なお、当該事業は、第３次泉佐野市男女共同参画推進計画の暴力を許さない社会意識の浸透（Ⅱ-1-（1）-32、33、34）や相談支援体制の充実の（Ⅱ-1-（2）-35）、男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の充実（Ⅲ-2-（1）-72）に位置づけられる講座です。		
日　　時	令和７年１１月２１日（金）午後１時～３時		
申込開始	随時（QR コードからも可）	場　所	ﾚｲｸｱﾙｽﾀｰﾌﾟﾗｻﾞ・ｶﾜｻｷ生涯学習センター （２階　講座室４）
参 加 者	参加（女性：６名　男性：０名）		
定　　員	１５人（先着順）	一時保育	有り。若干名。３か月～就学前まで ※申込は１１月１４日（金）まで
対　　象	どなたでも（男性も大歓迎!!）	材料費	１，０００円/１セット（材料費の納入・キャンセルは１１月１４日（金）まで）

カリキュラム

月　日	テーマ及び内容	講　師
１１月２１日（金） 13：00～15：00	◇はじめに（女性センターについて、講座主旨について） ◇講師紹介 ◇講座開始 パープルリボンの小物作り 「ワイヤーでつくる ウェルカムリース」 ◇質疑・応答 ◇アンケート入力	講師：山崎　澄子さん （Heart 工房　Cha- Cha クラフト作家）
予　　算	講師謝金：１０，０００円（所得税、復興税、交通費含む） 会場借上料：８００円 一時保育謝金：@１，１００円／１Ｈ	
備　考	持ち物：ペンチ、ニッパー（ある人のみ） 準備物：ホワイトボード用のマーカー	

≪報告≫

タイトル	介護負担を軽くするための備え ～介護のリスクと向き合うお金の知識～ ～古武術を活かした疲れないカラダづかい～		
目　　的	本講座は、男女共同参画周知の一環として開催します。 Part１：介護の負担が特定の人に集中しがちな現状を見直し、男女ともに無理なく介護に関われるための視点と知識を身につけることを目的とします。日々の介護を軽くするコツや役割分担の工夫、利用できるサービス、そして介護にかかるお金の考え方をわかりやすく学び将来の不安を減らします。仕事と介護の両立を支えるヒントを紹介し、家族全員で支え合える環境づくりをめざします。 Part２：古武術の知恵を手がかりに、性別や体力差にとらわれず、誰もが無理なく安全に身体を使える方法を学ぶことを目的としています。力まかせではなく、身体の重心・動きの連動・相手との距離感を活かす古武術の身体操作術は、日常生活の負担軽減や介護面での安全な動作にも役立ちます。 なお本講座は、第３次泉佐野市男女共同参画推進計画の【基本課題　Ⅰ-2-（1）-11「結婚・出産・子育て・介護などに前向きなイメージをもてるよう、市民を対象にしたワーク・ライフ・バランス啓発講座の実施」、Ⅰ-2-（1）-13「介護相談に対応し、家族介護者への支援体制を充実」、Ⅰ-4-（2）-28「男性の介護への参画促進を行い、相談や支援の充実を図る、Ⅲ-2-（2）-76「生涯学習活動を通じて市民の男女共同参画意識が醸成されるような学習機会の提供」】に位置づけられる講座です。 また、泉佐野市の健康づくり「さの健康ポイント」である「健康マイレージさのぽっ歩対象」事業として講座終了後、アンケート回答者にポイントを付与します。		
日　　時	令和８年２月１３日（金）１３時００分～１５時００分		
申込開始	随時	場　所	ﾚｲｸｱﾙｽﾀｰﾌﾟﾗｻﾞ・ｶﾜｻｷ生涯学習センター 多目的室
参 加 者	参加１９名（女性：１７名　男性：２名）		
定　　員	５０名（先着順）	一時保育	有り。若干名。３か月～就学前まで （令和 8 年 2 月 6 日(金) 17：00 締め切り）

カリキュラム

月　日	テーマ及び内容	講　師
２月１３日（金） 13：00～15：00	◇はじめに（女性センターより、講座主旨説明） ◇講師紹介 ◇講義開始　Part1：13:00～14:00（介護講座） Part2：14:00～15:00（身体操作術） ◇質疑・応答・アンケート記入 ◇片付け	木下（きのした）　星集（すばる）さん （社会福祉士のフォトグラファー 合同会社めぐみ） 石田（いしだ）　泰史（やすし）さん （武術操身法 遊武会 主宰）
予　　算	講師謝金：木下　講師１０，０００円（交通費含む） 石田　講師１０，０００円（交通費含む） 会場借上料：２，６００円 一時保育謝金：１，０００円／１Ｈ	
備　考	準備物：ノートパソコン、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードマーカー 会場形態：教室型 講師送迎：必要	

協力：泉佐野市社会福祉協議会

≪報告≫

タイトル	**バレンタイン企画！男性の参加も大歓迎！ 大切な人に作りたい時短メニュー ～大切な人を喜ばせる“ひと皿”を学ぼう～**
目　　的	本講座は、男女共同参画周知の一環として開催します。 男女共同参画社会の実現には、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が不可欠です。誰もが、子育てや介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、公正な処遇が確保されていることが大切です。組織立った取組みが必要なことはもちろんですが、「男は主に仕事、女は主に家事」という性別役割分業に囚われない意識を個々が持つことも大切です。 最近では、料理好きな男性も増えています。男性にも徐々に家事に興味をもってもらえるよう、本講座を通じて、男性の育児や家庭への参画を後押しし、各々が家庭・地域・職場でいきいきと過ごせる「ワーク・ライフ・バランス」という考え方を周知することを目的とします。これは、第３次泉佐野市男女共同参画推進計画の【基本課題　Ⅰ-2-（1）-11「結婚・出産・子育て・介護などに前向きなイメージをもてるよう、市民を対象にしたワーク・ライフ・バランス啓発講座の実施」、Ⅰ-4-（2）-26「男性を対象にした、料理や家事の知識や技術を身につける講座を開催」、Ⅲ-2-（1）-75「市民と連携して、いずみさの女性センターに男性や若い世代の利用者を増やすための取組」、Ⅲ-2-(2)-76「生涯学習活動を通じて市民の男女共同参画意識が醸成されるような学習機会の提供」】に位置づけられる講座です。
日　　時	令和８年２月１４日（土）１０時００分～１３時００分
申込開始	随時　　場　所　生涯学習センター（２階　料理室）
参 加 者	参加１６名（女性：１４名　男性：２名）
定　　員	１６名（先着順）　一時保育　有り。若干名。３か月～就学前まで （令和 8 年 2 月 6 日(金) 17：00 締め切り）
材 料 費	１，３００円（納入・キャンセルは 2 月 12 日(木)までに）

カリキュラム

月　日	テーマ及び内容	講　師
２月１４日(土) 10：00～13：00	◇はじめに(女性センターについて、講座主旨説明) ◇講師紹介 ◇講座開始 ≪実技≫ ≪交流≫ ・試食をしながら、参加者同士の交流 ・質疑・応答・アンケート入力 ◇片付け	指導：神田　貴子さん(女と男のクッキングナイト) 協力：いずみさの女性センターネットワーク(IWN)グループのみなさん（予定）
予　　算	講師謝金：２０，０００円（所得税、復興税、交通費含む） 会場借上料：４，０００円、　一時保育謝金：１，０００円/1H	
備　考	持ち物：エプロン・ふきん２枚・三角巾・マスク 講演内容や準備物等については、講座当日までに都度打合せ等で調整予定。	

≪報告≫

タイトル	**心の整理、暮らしの整理** **～メッセージノートの活用方法・生前整理・家じまいセミナー～**
目　　的	本講座は、男女共同参画の視点から、性別や年齢に関わらず誰もが自分らしく安心して生活できる社会の実現を目指しています。その一環として、参加者が自身の心の整理や暮らしの整理を体系的に学ぶことで、日常生活をより豊かにし、終活や生前整理、家じまいなど将来に備える力を身につけることを目的としています。 具体的には、メッセージノートや整理術を活用し、自分の思いや希望、生活の中で大切にしたいことを言語化・可視化する方法を学びます。これにより、家族や周囲の人とのコミュニケーションを円滑にし、後悔のない準備や生活設計ができるようになります。また、心や暮らしを整理する過程で、自分自身の価値観やライフスタイルを見つめ直し、より主体的に自立した人生の選択を支援することも狙いです。 さらに、この講座を通じて、参加者が性別や立場に関係なく互いの役割や負担を理解し合い、家族や地域での協力関係を築く意識を高めることも目指します。心と暮らしの整理を通じて、個人の生活の質を向上させると同時に、男女共同参画の実現に向けた具体的な行動につなげることが、この講座の大きな目的です。 なお本講座は、第３次泉佐野市男女共同参画推進計画の【基本課題　Ⅰ-2-（1）-11「結婚・出産・子育て・介護などに前向きなイメージをもてるよう、市民を対象にしたワーク・ライフ・バランス啓発講座の実施」、Ⅱ-2-（3）-51「依存症等の精神疾患やストレスマネジメントなど心の健康に関する情報発信と相談窓口の周知を進めます」、Ⅲ-2-(2)-76「生涯学習活動を通じて市民の男女共同参画意識が醸成されるような学習機会の提供」】に位置づけられる講座です。

日　　時	令和８年２月２８日（土）１０時００分～１２時００分		
申込開始	随時	場　所	ﾚｲｸｱﾙｽﾀｰﾌﾟﾗｻﾞ･ｶﾜｻｷ生涯学習センター 多目的室
参 加 者	参加５９名（女性：５２名　男性：７名）		
定　　員	６０名（先着順）	一時保育	有り。若干名。３か月～就学前まで （令和 8 年 2 月 20 日(金) 17：00 締め切り）

カリキュラム

月　日	テーマ及び内容	講　師
２月２８日(日) 10：00～12：00	◇はじめに（女性センターより、講座主旨説明） ◇講師紹介 ◇講義開始 冒頭：泉佐野市メッセージノートについて （10:00～10:15） 第一部：生前整理セミナー （10:15～11:30） 第二部：家じまいセミナー （11:30～11:45） ◇質疑・応答・アンケート記入（11:45～12:00） ◇片付け	【協力】 泉佐野市社会福祉協議会 屋宜　明彦 （家じまいアドバイザー） 株式会社情報都市 ※屋宜講師への謝金は、情報都市より
予　　算	会場借上料：２，６００円 一時保育謝金：１，０００円／１Ｈ	
備　考	準備物：ノートパソコン、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードマーカー 会場形態：教室型 講師送迎：必要 持ち物：筆記用具	

協力：泉佐野市社会福祉協議会/株式会社　情報都市

≪報告≫

タイトル	楽しくカラダを動かそう！ ～気分もスッキリ、ストレス解消！～
目　　的	スポーツ庁が実施した令和 6 年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」によると、20 歳以上の週 1 日以上の運動実施率は 52.5%で令和 4 年以降ほぼ横ばいとなっています。年代別では、全ての年代層で前年度を下回っており、特に 20 代～50 代の働く世代で低い傾向となっています。そして運動不足を「感じる」割合は 77.4%となり、年代別に見ると、30 代～50 代で運動不足を「感じる」とする割合は約 8 割を超えています。 しかしながら、運動・スポーツに関して、「大切」「まあ大切」と回答している者は全体の 75.7%で、その価値は重要だと感じている人が多いということが統計結果からも分かります。 そこで今回、仕事や家事が忙しくて運動の時間が取れない、また運動は難しそうで面倒だ、しかし健康のために運動は必要だと思っている人にその機会を提供する目的で講座を開催いたします。またご家族でも参加できるように、日曜日に開催日を設定いたしました。曲に合わせて簡単な有酸素運動、ストレッチ、筋力トレーニングをして健康増進を図り、また同時に参加者同志の交流も図りながら、リラックスや精神的な充足感を得られることを目的とします。 なお、本講座は第３次泉佐野市男女共同参画推進計画（第３次人ひとプラン）の、「男女のライフステージや性差を踏まえた心身の健康維持支援、生活習慣病の予防のための施策を推進」(Ⅱ-2-(1)-46)、「市民と連携して、いずみさの女性センターに男性や若い世代の利用者を増やすための取組」(Ⅲ-2-(1)-75)、「生涯学習活動を通じて市民の男女共同参画意識が醸成されるような学習機会を提供(Ⅲ-2-(2)-76)に位置付けられるものです。
日　　時	令和８年３月１７日（火）１３時３０分～１５時００分

申込開始	随時	場　所	ﾚｲｸｱﾙｽﾀｰﾌﾟﾗｻﾞ･ｶﾜｻｷ生涯学習センター 多目的室
参 加 者	３６名（女性３４名 男性２名）　一時保育あり（女性１名（５か月））		
定　　員	４０名（先着順）	一時保育	有り。若干名。３か月～就学前まで (令和 8 年 3 月 10 日(火) 17：00 締め切り)

カリキュラム

月　日	テーマ及び内容	講　師
３月１７日(火) 13：30～15：00	◇はじめに（女性センターより、講座主旨説明） ◇講師紹介 ◇講義開始　「楽しくカラダを動かそう！」(75 分) ◇質疑・応答・アンケート記入 ◇片付け	吉田（よしだ）　厚子（あつこ）さん （エアロビクスインストラクター）
予　　算	講師謝金：１０，０００円（所得税、復興税、交通費含む） 会場借上料：２，６００円 一時保育謝金：１，０００円／１Ｈ	
備　考	持ち物：室内用シューズ、タオル、水分補給用の飲料水、 ヨガマット又はバスタオル ※参加者には、動きやすい服装でと呼びかけ	

２　交流事業

１．ワイワイおしゃべりフェスティバル　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２６，２７

<table>
<tr><td>タイトル</td><td colspan="3">２０２５　ワイワイおしゃべりフェスティバル VOL.２５
『つ・な・が・る』
～大阪関西万博開催 YEAR！世界とつながろう～</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">いずみさの女性センターに登録するグループ（通称 IWN）による活動報告や発表の機会であり、いずみさの女性センター事業及び男女共同参画について市民に広く知ってもらうための催しである。また、開催に向けて運営段階も含みグループ間の交流を図る場ともなり、それぞれの能力を十分に発揮し認め合う人権尊重の意識啓発にも寄与する催しである。
今年は 25 回目という節目を迎え、大阪関西万博開催期間中ということで、世界とのつながりにちなんだテーマとした。また、今年は会場を昨年までの生涯学習センターを離れて泉の森ホールで開催することとし、一般の方々にも広く参加していただくために、例年のクラブ発表会の他、自治振興課在籍の国際交流員をゲストに迎えて世界のジェンダーについてお話を伺い、クイズなどを通して参加者で楽しく意見を共有し合う機会としたい。
いずみさの女性センターや ica(泉佐野地球交流協会)の組織の周知にもつながると考える。</td></tr>
<tr><td>参加者</td><td colspan="3">３９名（女性：３７名　男性：２名）</td></tr>
<tr><td>日　　時</td><td>令和７年８月２４日（日）
１３：３０～１６：００(受付１３：１５)</td><td>場　所</td><td>泉の森ホール
マルチスペース</td></tr>
<tr><td>参加対象</td><td>IWN メンバー(6 団体)
一般の参加者どなたでも</td><td>一時保育</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>定員</td><td>50 名</td><td>手話通訳</td><td>あり(申込要)</td></tr>
</table>

	プログラム	
時　間	テーマ及び内容（予定）	担　当
13:15 13:30 13:35 14：40 15:15 15:20 16：00	受付開始 開会　≪人権推進課　課長　挨拶≫ ①　エンパワーズ 【ワークショップ(自己紹介含む)】 ●【ゲストスピーカー】 国際交流員による自国の 男女共同参画についての紹介 （パネルディスカッション形式） ～内容別紙～ ●クラブ発表会 ②いちょう句会（15 分） 【「つなぐ」にちなんだ句の発表】 ～休憩(5 分)～ ③くるるん（15 分） 【一時保育時の手遊び等】 ④ウィークエンドサロン（15 分） 【映画「　　」鑑賞】 ⑤女と男のクッキングナイト（15 分） 【令和6年度の活動写真スライド　】 ⑥さくらダンス（15 分） 【みんなで楽しくカラダを動かそう】 まとめ、全体集合写真撮影 閉会あいさつ 終了	受付:　各グループ代表者 司会:中村さん 照明:女性センター 音響:女性センター
備　考		

３　広報・啓発事業

１．「いずみさの男女共同参画つうしん　Ｆｉｎｅ」の発行

（１）　発行回数　　３回

（２）　発行月　　２０２５（令和７）年１２月　　№６３

２０２６（令和８）年　１月　　№６４

２０２６（令和８）年　３月　　№６５

（３）発行部数　　２，１００部（№６３、６４、６５ー各７００部）

（４）仕　　様　　Ａ４版・４ページ・１色刷

（５）内　　容　　№６３

・大阪・関西万博

・職場体験　in　いずみさの女性センター

・「新・女性デジタル人材育成プラン」が決定

・ジェンダーギャップ指数（GGI）2025 年発表

・セミナー報告

№６４

・ワイワイおしゃべりフェスティバル開催

・国際交流員による世界のジェンダーについて

・女性のためのコミュニティスペース

・パープルリボン＆オレンジリボン運動

・セミナー報告

№６５

・介護負担の備え・生前整理セミナー開催

・男性の育児休暇取得者の声

・セミナー報告

２．出前講座及び市内事業所・団体への講師派遣

（１）　２０２５（Ｒ７）年度実施一覧表（下記表参照）　　派遣回数　　２回

テーマ等 実施内容	開催日	所要 時間	主催者	参加人数	講師及び ファシリテーター
「ハラスメントのない社会に」	７月９日	６０分	泉佐野市 青年団協議会	３０名	中村 初美さん (事務局)辻
「デート DV についての知識を学ぼう」	２月２６日	５０分	泉佐野市立 新池中学校	生徒１５７名 教職員数名	中村 初美さん (事務局)福井/東妻

３．市内小学校へのゲストティーチャー派遣

（１）ゲストティーチャー会議の開催　　活動状況　１１回

（２）２０２５（Ｒ７）年度実施一覧表（Ｐ２９～３０）　派遣回数　２８回

2025（R7）年度 市内小学校へのゲストティーチャー派遣 実施一覧表

No.	開催日	テーマ等実施内容	時程	学校名	対　象	参加数	派遣講師人数
1	９月８日（月）	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	３時間目（45分）	上之郷小	６年１組	１８人	２名
2					６年２組	１９人	
3	９月８日（月）	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	４時間目（45分）	上之郷小	４年１組	２６人	２名
4	９月１８日（木）	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	２時間目（45分）	中央小	４年１組	２９人	２名
5	９月１８日（木）	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	３時間目（45分）	中央小	４年２組	３０人	２名
6	９月１８日（木）	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	４時間目（45分）	中央小	４年３組	２９人	２名
7	９月２５日（木）	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	３時間目（45分）	佐野台小	６年１組	３１人	２名
8	１０月１５日（水）	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ！女の子・男の子～	２時間目（45分）	佐野台小	５年１組	１９人	２名
9	１０月１５日（水）	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ！女の子・男の子～	３時間目（45分）	佐野台小	５年２組	１９人	２名
10	１０月１６日（木）	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	３時間目（45分）	佐野台小	４年１組	３９人	２名
11	１０月３０日（木）	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	２時間目（45分）	長坂小	３年１組	３７人	２名
12	１０月３０日（木）	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ！女の子・男の子～	３時間目（45分）	長坂小	４年１組	４０人	２名
13	１０月３０日（木）	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	４時間目（45分）	長坂小	６年１組	３６人	２名
14	１１月７日（金）	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ！女の子・男の子～	２時間目（45分）	上之郷小	５年１組	２１人	２名

No.	開催日	テーマ等実施内容	時程	学校名	対　象	参加数	派遣講師人数
15	１１月１２日（水）	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ！女の子・男の子～	２時間目（45分）	日根野小	５年１組	３２人	２名
16	１１月１２日（水）	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ！女の子・男の子～	３時間目（45分）	日根野小	５年２組	３２人	２名
17	１１月１３日（木）	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ！女の子・男の子～	２時間目（45分）	日根野小	５年３組	３２人	２名
18	１１月１３日（木）	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ！女の子・男の子～	３時間目（45分）	日根野小	５年４組	３３人	２名
19	１１月２７日（木）	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	１時間目（45分）	日根野小	６年３組	３２人	２名
20	１１月２７日（木）	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	２時間目（45分）	日根野小	６年４組	３３人	２名
21	１１月２７日（木）	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	３時間目（45分）	日根野小	６年２組	３３人	2名
22	１１月２７日（木）	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	４時間目（45分）	日根野小	６年１組	３２人	2名
23	１２月１２日（金）	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	２時間目（45分）	日根野小	４年１組	３４人	２名
24	１２月１２日（金）	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	３時間目（45分）	日根野小	４年２組	３５人	２名
25	１２月１５日（月）	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	２時間目（40分）	日根野小	４年３組	３４人	２名
26	１２月１５日（月）	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	３時間目（40分）	日根野小	４年４組	３４人	２名
27	１２月１８日（木）	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	２時間目（45分）	北中小	４年１組	２５人	２名
28	１２月１８日（木）	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	３時間目（45分）	北中小	４年２組	２５人	２名
合　　計						839人	

４　情報収集・提供事業

１．収集資料

図書	雑誌	ＤＶＤ	ＣＤ
６９３冊	１３７冊	３０枚	３枚

（令和８年３月末現在）

２．利用状況

貸出冊数	貸出枚数（ＤＶＤ）	延べ利用者数
９冊	０枚	４名

３．常設展示

・いずみさの男女共同つうしん　Ｆｉｎｅ

・いずみさの女性センター　講座案内

５　グループ活動の支援

１．グループ登録制度

男女共同参画社会の実現を目的とした活動を行うグループに対し、活動場所となる会場の使用料を補助する

いずみさの女性センター要綱（Ｐ４２）参照

グループ登録についての規定（Ｐ４４）参照

登録グループ数　６グループ

いずみさの女性センターグループ一覧（Ｐ４５）参照

２．いずみさの女性センターネットワーク（ＩＷＮ）会議

いずみさの女性センターを拠点として活動するグループの連携と相互理解を図る。

いずみさの女性センターネットワーク会則（Ｐ４６）

（主な活動）

・いずみさの女性センターネットワーク（ＩＷＮ）会議定例会議　年８回開催

６　相談事業

１．女性のための面接相談

（１）日　　時　　不定期（夜間相談有）

（２）対　　象　　泉佐野市在住または在勤の女性

（３）方　　法　　予約制による面接相談（相談時間５０分）

（４）実施状況　　（Ｐ３３）

２．女性のための電話相談（第１～４水曜日）女性のための特設電話相談（第５水曜日）

（１）時　　間　　第１～４水曜日　　午前１０時～１２時、午後１時～３時

（２）対　　象　　女性

（３）方　　法　　電話相談（相談専用電話番号　０７２－４６９－７４０２）

（４）実施状況　　（Ｐ３３）

３．泉佐野市相談事業連絡会議

活動状況　研修１回、定例会議（書面開催）を含む２回

４．女性のための特設法律相談（共催　国際ソロプチミスト大阪―りんくう）　３回

（第１回）令和７年１２月１１日（田尻町）

（第２回）令和８年　１月３０日（阪南市）

（第３回）令和８年　２月　６日（岬町）

７　その他

・パープルリボン＆オレンジリボンキャンペーン

（人権対策本部会議・男女共同参画部会が運営に参画）

参加人数　　１，４６３人

・「女性に対する暴力をなくす運動」パープルライトアップ

（人権対策本部会議・男女共同参画部会が運営に参画）

「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（１１月１２日～１１月２５日）における

泉佐野駅前ロータリーのライトアップ

・パープルリボンツリーの設置と街頭啓発

市役所他市内各所にてツリーを設置

りんくうタウン駅「まち処」前設置のパープルリボンの前で啓発物配布

泉佐野市「女性の悩みの相談」統計　（フェミニストカウンセラーによる面接相談）

年度	相談内容（上段は主訴、下段は主訴以外）													※年代							人数	新規相談者	相談終了者	相談取消者	実施回数
	生き方	親から	子から	夫婦				親戚	地域	仕事	暴力	身体	その他	10	20	30	40	50	60	70以上					
				離婚	浮気	育児	その他																		
R3年度	12	5	7	22	3	0	10	3	2	7	15	21	7												
	13	3	9	9	2	2	12	4	3	24	42	23	5	0	1	23	27	50	8	5	114	12	10	9	123
R4年度	14	5	13	7	5	1	10	9	0	13	13	17	5												
	26	5	16	7	3	3	15	5	1	8	16	17	5	0	1	23	18	43	16	12	113	15	4	19	132
R5年度	22	8	5	10	0	3	7	7	4	18	7	12	4												
	38	5	18	10	1	2	7	13	3	22	15	18	4	0	0	10	38	51	3	5	107	11	2	22	129
R6年度	54	5	12	5	1	0	7	1	0	4	10	4	1												
	29	9	27	15	2	3	22	12	3	24	13	33	5	0	0	13	33	36	16	6	104	12	3	17	121
R7年度	58	4	15	8	1	3	3	0	0	4	9	1	0												
	41	9	20	12	5	8	15	15	2	36	15	44	5	0	1	20	21	40	16	8	106	13	1	12	118

泉佐野市「女性のための電話相談」統計　（女性電話相談員による電話相談）

年度	相談内容（上段は主訴、下段は主訴以外）													※年代								人数
	生き方	親から	子から	夫婦				親戚	地域	仕事	暴力	身体	その他	10	20	30	40	50	60	70以上	不明	
				離婚	浮気	育児	その他															
R3年度	14	2	3	2	0	1	3	1	2	5	8	6	5									
	5	1	2	4	3	1	7	0	2	3	7	8	3	0	0	6	16	21	7	0	1	51
R4年度	55	1	2	5	1	1	2	2	0	3	4	1	6									
	14	4	5	7	0	2	10	2	17	11	7	29	8	0	0	7	12	30	25	5	4	83
R5年度	61	1	2	2	0	0	3	4	2	6	1	2	4									
	17	4	1	1	0	0	4	4	10	3	4	22	9	0	0	2	16	28	36	4	2	88
R6年度	80	0	2	4	0	0	1	1	8	1	5	6	4									
	27	3	14	5	0	5	14	13	25	9	14	39	10	1	1	2	8	52	34	10	4	112
R7年度	47	0	3	3	2	0	2	0	1	2	3	6	5									
	17	1	12	7	0	0	4	10	12	4	3	19	0	0	0	0	6	24	15	16	13	74

参 考 資 料

泉佐野市男女共同参画まちづくり条例

我が国においては、個人の尊重と法の下の平等という日本国憲法の基本理念を踏まえ、国際社会の動きと連動して男女平等の実現に向けた様々な取組を進め、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)が制定された。
泉佐野市においても、「いずみさの男女共同参画行動計画」を策定し、市民協働型事業をはじめ、各種の施策に取り組んできたところである。
しかしながら、少子化、ニート、引きこもり、シングルマザーの貧困、虐待、ドメスティック・バイオレンス等といった社会問題が次々と表面化している。これらの根本的な原因を解消し、真の男女平等の実現を図るためには、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が性別による相違点を認め合うとともに、互いに尊重し、助け合うことが必要である。
ここに、男女共同参画のまちづくりに取り組むため、この条例を制定する。
(目的)
第1条　この条例は、男女共同参画に関する基本理念を定め、市、市民、事業者の役割を明らかにすることにより、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図り、もって誰もが生き生きと心豊かに暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。
(定義)
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
(2)　ドメスティック・バイオレンス　配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び交際関係のある同居者を含む。以下同じ。)若しくは配偶者であった者又はこれらに準ずる親しい関係にある者が、その相手方に対し、身体的、精神的、性的又は経済的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
(3)　セクシュアル・ハラスメント　相手の意に反した性的な言動によりその者に不快感若しくは不利益を与えること又はその者の生活環境を害することをいう。
(4)　マタニティ・ハラスメント　女性労働者が妊娠し、若しくは出産したことを理由に、その者に対して解雇その他の不利益な取扱いを行うこと又は妊娠若しくは出産を事由とした言動により、その者の就業環境を害することをいう。
(基本理念)
第3条　男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。
(1)　男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別を理由とする差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を発揮する機会が確保されること、男女間の暴力的行為が根絶され

ること及びその他の人権が尊重されること。
(2)　男女が相互に協力し、社会と調和して子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を果たし、家庭生活における活動と社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。
(3)　男女が、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。
(4)　男女が互いに身体的な特徴についての理解を深め、健康の保持を図り、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
(5)　男女共同参画の推進に関する取組は、これまでの国内における取組と日本文化を尊重し、かつ多文化共生の視点を持って、国際社会における取組と協調して行われること。
(市の責務)
第 4 条　市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。
2　市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
3　市は、国及び他の地方公共団体と連携し、市民及び事業者(以下「市民等」という。)と協力して男女共同参画の推進に取り組むものとする。
(市民の責務)
第 5 条　市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。
2　市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(事業者の責務)
第 6 条　事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動を両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。
2　事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(性別による権利侵害の禁止)
第 7 条　何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる権利侵害及び性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。
(1)　ドメスティック・バイオレンス
(2)　セクシュアル・ハラスメント
(3)　マタニティ・ハラスメント
(4)　前 3 号に掲げるもののほか、性別を理由とする権利侵害
(公衆に表示する情報に関する留意)
第 8 条　何人も、公衆に表示する情報において、性別を理由とする差別的取扱い又は男女間の暴力的行為を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現

を行わないよう配慮しなければならない。
(推進計画の策定等)
第 9 条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するため、男女共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。
2　市長は、推進計画の策定に当たっては、泉佐野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くとともに、市民等の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。
3　市長は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
4　前 2 項の規定は、推進計画の変更について準用する。
(拠点施設の整備等)
第 10 条　市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設の整備及び充実に努めるものとする。
(広報活動等)
第 11 条　市は、男女共同参画について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。
(調査研究)
第 12 条　市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に必要な調査研究を行うものとする。
(市民等に対する支援)
第 13 条　市は、市民等が実施する男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(苦情等及び相談)
第 14 条　市長は、男女共同参画の推進に関する苦情又は意見を受けたときは、必要に応じて、適切に処理するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。
2　市長は、第 7 条に規定する性別による権利侵害その他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害についての相談を受けたときは、必要に応じて、関係機関と連携し、適切に処理するものとする。
(委任)
第 15 条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
(施行期日)
1　この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(泉佐野市附属機関条例の一部改正)
2　泉佐野市附属機関条例(平成 12 年泉佐野市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。別表アの表に次のように加える。

25	泉佐野市男女共同参画審議会	男女共同参画の推進についての重要事項の調査審議に関する事務	１０人

泉佐野市男女共同参画審議会規則

（趣旨）

第 1 条　この規則は、泉佐野市附属機関条例（平成 12 年泉佐野市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、泉佐野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第 2 条　審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担任事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

（組織）

第 3 条　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　公共的団体等の代表者

(3)　人権問題に関し精通する者

(4)　公募した市民

（任期）

第 4 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2　審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第 7 条　審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2　部会に属する委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

（関係者の出席）

第 8 条　審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第 9 条　審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1)　泉佐野市情報公開条例(平成 11 年泉佐野市条例第 27 号)第 6 条各号に掲げる情報に関し審議する場合
(2)　会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
2　審議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。
3　会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。
(庶務)
第 10 条　審議会の庶務は、市民協働部人権推進課において行う。
(委任)
第 11 条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
附　則
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（平成 30 年 3 月 30 日泉佐野市規則第 4 号）抄
（施行期日）
1　この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

泉佐野市男女共同参画推進会議設置要綱

（設置）

第１条　本市における男女共同参画政策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るため、泉佐野市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。

(2)　男女共同参画に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。

(3)　その他男女共同参画に関すること。

（組織）

第３条　推進会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　副会長は、副市長をもって充てる。

４　委員は、別表１に掲げる職にある者をもって充てる。

５　幹事は、別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長）

第４条　会長は、推進会議の会議（以下「委員会議」という。）の議長となり、会務を総理する。

２　会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会議は、必要に応じて会長が招集する。

（幹事及び専門部会）

第６条　幹事は、推進会議の所掌事務について委員を補佐するとともに、男女共同参画に関する施策の推進に必要な情報共有及び関係部局間の連絡調整を行う。

２　会長は、男女共同参画に関する特定の事項について調査、研究又は検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

３　専門部会は、当該事項に関係する幹事及び職員をもって構成する。

（庶務）

第７条　推進会議の庶務は、市民協働部人権推進課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が定める。

付　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

別表１（委員）

教育長
全部長級

別表２（幹事）

政策推進課長
行財政管理課長
自治振興課長
住民生活課長
人事課長
農林水産課長
まちの活性課長
生活福祉課長
地域共生推進課長
介護保険課長
健康推進課長
国保年金課長
子育て支援課長
こども家庭課長
教育総務課長
学校教育課長
生涯学習課長
青少年課長
スポーツ推進課長

いずみさの女性センター要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、いずみさの女性センター（以下「センター」という。）の設置及び運営について必要な事項を定め、女性をとりまく諸問題の解決と、女性も男性も共に自立し、協力しあい、いきいきと暮らせる男女共同社会を形成することを目的とする。

（設　置）

第２条　センターを次のとおり設置する。

名　称　　いずみさの女性センター

位　置　　泉佐野市市場東１丁目２番１号　泉佐野市立生涯学習センター内

（事　業）

第３条　センターの行う事業は、次のとおりとする。

(1) 女性のための相談に関すること。

(2) 女性問題に関する情報の収集、及び提供に関すること。

(3) 女性問題解決、社会参画に向けての学習に関すること。

(4) 自主グループ育成と活動支援に関すること。

(5) 女性問題解決に向け諸問題の調査、研究に関すること。

(6) その他第１条の目的を達成するために必要な啓発事業に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（利用時間及び休館日）

第４条　センターの利用時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは臨時に開館、又は休館することができる。

(1) 利用時間　　火曜日から土曜日は　　午前９時から午後５時１５分まで

(2) 休館日

ア　日曜日

イ　月曜日

ウ　国民の祝日

エ　その他　日曜日又は月曜日が祝日の場合は次の火曜日

オ　年末年始

（利用できる者）

第５条　センターを利用できるものは、次に掲げるものとする。

(1) 泉佐野市内（以下「市内」という。）に住所を有する者又は市内に勤務する者

(2) 市内の学校に在学する者

(3) 前２号に規定する者を主な構成員とするグループ

(4) 前３号のほか、市長が特に必要と認める者

（登録の申請）

第６条　前条に定めるグループでセンターで活動しようとする者は、センターグループ登録申請書（様式第１号）を提出しなければならない。

（登録の許可）

第７条　前条の申請を受けつけたときは、登録の適否を審査し、適当であると認めたときは、センターグループ登録書（様式第２号）を交付する。

２　前項のセンター登録書の有効期限は、申請日にかかわらず登録書に記載された年度末とする。

（利用の方法）

第８条　前条で認められたグループでセンターを利用しようとする者は、センター所定の利用届に必要事項を記入しなければならない。

（利用者の義務）

第９条　利用者は第１条の目的に違反してはならない。

２　利用者は人権推進課長の管理上必要な指示に従わなければならない。

３　利用者は、センターにおいて次の各号に掲げる行為をしてはならない。

⑴ 営利を目的とした行為をすること。

⑵ 危険を生ずるおそれのある物を持ち込むこと。

⑶ 承認を受けていない施設を利用すること。

⑷ 他の利用者又は近隣の迷惑となること。

⑸ 前各号の掲げるもののほか、管理上支障があると認められること。

附則

この要綱は、平成９年５月１６日から施行する。

この要綱は、平成１１年１０月１日から施行する。

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

この要綱は、平成１６年１０月１日から施行する。

この要綱は、平成１８年４月２８日から施行する。

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年１月１１日から施行する。

グループ登録についての規定

平成１８年４月２８日
いずみさの女性センター
（泉佐野市人権推進課）

１．登録条件

⑴男女共同参画社会実現に寄与する活動を行っていること。

⑵「いずみさの女性センター要綱」にある目的に沿った活動を行っていること。

⑶グループ活動の継続が可能な人数で構成され、市内在住・在勤・在学者を含んでいること。

⑷グループ員の募集は広く募集すること。

⑸いずみさの女性センターネットワーク（以下ＩＷＮという）に加入し、定例会議及びＩＷＮ活動に参加すること。

２．登録グループへの活動支援

登録を認定したグループに対して以下の活動支援を行う。

⑴活動場所となる会場使用料の一部補助。但し、場所は原則として生涯学習センター講座室等とし、月１回で原則４時間までとし、６か月分とする。

⑵活動に必要な情報の提供。

３．申請手続き

⑴様式に基づき、申請書（様式第１号）、会員名簿を女性センターへ提出する。

４．グループ活動遵守事項

⑴グループ活動は自主運営とする。

⑵グループ活動を臨時に変更または取りやめる場合は、必ず連絡すること。

⑶使用する部屋の準備、片付け等は活動時間内でグループが行う。

⑷グループ活動実施前に女性センターに申し出ること。また、活動実施後は活動報告書を提出すること。

⑸申請書に記載した事項に変更が生じた場合は速やかに届け出、女性センターの許可を得ること。

⑹グループの解散等により登録を辞退する場合は女性センターに報告すること。

５．その他

⑴グループ活動日が市主催事業及び生涯学習センタークラブ活動と重なった場合は、グループ活動日を振り替える。

⑵その他上記に定めのない事項については、女性センターと協議の上決定する。

いずみさの女性センターネットワーク（ＩＷＮ）グループ一覧

（５０音順）　２０２５．４．１

No.	グループ名	人数	活動日	グループ紹介
1	いちょう句会	9	第２火曜日 午後	元気になれる俳句入門講座の終了後にできたグループです。俳句づくりを通して、生き方や価値観、家庭や社会等の生活全般について振り返っています。また、鑑賞・選考・講評の句会形式により、お互いの個性・人格を尊重し合う男女共同参画の視点を広げたいと思います。
2	ウィークエンド サロン	10	第１土曜日 午後	Ｈ８「女性週間記念のつどい」映画「午後の遺言状」参加者からのグループ。 女性問題や人権がテーマの映画鑑賞とディスカッションで、楽しみながら様々な問題について考える機会を得られるサロンです。
3	エンパワーズ	10	第１木曜日 午前	誰もが自分らしく生きることができ、お互いを認め合える社会づくりをめざし､その活動を広めるためのイベントや講座などの企画をプロデュースするグループです。
4	女と男の クッキングナイト	15	第１金曜日 夜	Ｈ８「料理から男女の役割分業意識を考える」の講座終了後にできたグループ。 メンバーが交替で講師となり、ワイワイ楽しく料理をつくります。泉佐野特産の野菜や魚を材料にして、家庭用のレシピ作りに取り組んでいます。
5	さくらダンス	11	第４火曜日 午後	講座終了後にできたグループです。ダンスを通して心身のバランスを整え、生き生きと暮らせる健康づくりを目指します。無理なく音楽に合わせて体を動かし、和気あいあいな雰囲気の中で踊っています。
6	保育サポーター くるるん	9	第２火曜日 午前 （奇数月）	泉佐野市からの講座の一時保育など。子育て中の親や子ども達を支援することにより、育児の孤立や幼児虐待を軽減し、子どもの人権擁護や子どもの健全教育を図る。男女が共に家事・子育て等に参画する重要性の認識を高め、男女共同参画社会の推進に寄与する。

いずみさの女性センターネットワーク会則

（名称）
第１条　本会は、いずみさの女性センターネットワーク（ＩＷＮ）という。

（目的）
第２条　本会は、いずみさの女性センターを拠点として活動するグループの連携と相互理解を図り、いきいきと暮らせる男女共同参画社会を形成することを目的とする。

（事業）
第３条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
（１）各グループ相互の連携、交流、情報交換活動
（２）男女共同参画社会づくりのための調査、研究、学習、啓発活動
（３）その他、本会の目的を達成するために必要な活動

（組織）
第４条　本会は、本会の目的に賛同するグループで組織する。

（入退会）
第５条　本会に入会しようとするグループは「入会申込書」を提出し、代表者会議に於いて承認をうけなければならない。
２　本会を退会しようとするグループは「退会届」を提出し、代表者会議に於いて承認をうけなければならない。

（代表者の選出と任期）
第６条　本会に所属するグループは、代表者１名を推薦し、代表者は代表者会議を構成する。
（１）代表者の任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。
（２）代表者に欠員が生じた場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（代表者会議）
第７条　代表者会議は、年６回とする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
２　代表者会議は、次の事項について審議し、出席者の過半数の同意をもって決定する。
（１）運営・事業に関すること
（２）会則の制定及び改正に関すること
（３）その他、代表者会議で必要と認めること

（事業年度）
第８条　事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（事務局）
第９条　本会の事務局は、いずみさの女性センターに置く。

付則
この会則は、平成１０年１１月２０日から施行する。
この会則は、平成３０年１０月１６日から施行する。

令和７年度

（２０２５年度）

男女共同参画推進事業報告書

発行　令和８年（２０２６年）１０月

泉佐野市 市民協働部 人権推進課

〒598-8550
泉佐野市市場東一丁目１番１号
TEL　072-463-1212